

平成26年3月28日

東京二十三区清掃一部事務組合

目黒清掃工場建替計画(素案)説明会における ご意見・ご要望への見解について

1 住民説明会の開催状況(合計参加者数 124名)

日 時	会 場	出席人数
2月6日(木) 午後7時～8時52分	目黒区民センター	35名
2月8日(土) 午後2時30分～4時23分	目黒区総合庁舎	20名
2月12日(水) 午後7時～8時47分	目黒区総合庁舎	37名
2月15日(土) 午前10時～12時33分	田道住区センター	32名

2 頂いたご意見・ご要望の内訳

説明会場でのご発言	44名
書面によるご意見・ご要望	14通
電子メール	4通

3 皆様からのご意見・ご要望とそれに対する見解

住民説明会等において住民の皆様からは、計画素案の内容や整備事業全般等、様々なご意見・ご要望を頂きました。頂いたご意見・ご要望の内容と、それに対する当組合の見解を以下にお示しします。なお、目黒区の見解は、「(目黒区)」と表示しています。

1 計画素案について

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	なぜ、反対や規模縮小の意見を無視し、地元住民の意見を受け止めないで建替計画を進めたのか。一方的な説明で、これまでの経緯についての話がなかった。	<p>整備事業を進めるに当たり、計画策定調査やアセス手続き等の事業に着手する1年前から、平成26年2月までに延べ15回の臨時運営協議会を開催し、協議を重ねてきました。また、平成25年2月には住民説明会を2回開催し、広く区民の皆様からご意見等を頂きました。さらに、目黒区長からは計画策定調査に関する要望を頂きました。</p>
2	清掃一組は、安全で安定的な清掃工場の維持・運営・管理を行うのは当然のことだが、地域住民に開かれた清掃工場、地域住民との相互理解に最大限努力する責務がある。不満や不信にどのように対処してきたのか。	<p>臨時運営協議会で出されたご意見や区民の皆様のご意見、目黒区長の要望等を踏まえ、計画素案の策定に当たっては、建物規模を必要最小限なものとするため建物高さを既存工場から約3m低く計画しました。また、公害防止設備の充実や周辺環境と調和した建物デザインの採用、既存煙突と同様な形状の煙突デザイン、緩衝緑地の面積拡大等を計画しました。これらをまとめた計画素案については平成26年2月に4回住民説明会を実施し、区民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、説明会終了後も一定期間ご意見等の募集を行い、区民意見の聴取に努めてきました。</p>
3	この計画素案は臨時運営協議会で作り上げてきたという話があったが、話し合いの中では、合意には至っていないのではないのか。	<p>今後も、施設の具体的な内容を検討するに当たって丁寧な説明を行い、頂いたご意見につきましては、可能な限り反映させていきたいと考えています。</p>
4	一般廃棄物処理基本計画が絶対に変えられないものならば、この説明会は意味がない。一般廃棄物処理基本計画を修正できないのなら、今回の説明会で意見・要望を言っても建替計画に反映されないのか。	<p>今回の説明会は、計画素案についてご説明し、ご意見・ご要望を伺うことを目的として開催しました。一般廃棄物処理基本計画は、23区の区長の了承及び、各区の区議会議長で構成される当組合議会において了承されている計画であり、同計画において、長期的なごみ量の予測に基づき、ごみの季節変動等に対応するための必要な焼却余力を確保した上で、整備対象施設の現況を踏まえ、地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、清掃工場の整備計画を策定しています。したがって、後年の焼却余力を確保し、23区における安定したごみ処理体制を維持するためには、現行計画どおりに施設整備を進める必要があります。</p> <p>施設整備計画においては整備後の規模と整備</p>

		<p>期間のみが定められており、今回お示しした計画素案は、この規模と整備期間を基に具体的な施設の内容を計画したものです。この計画素案についての皆様のご意見・ご要望については可能な範囲で今後の建替計画に反映していきたいと考えています。</p> <p>なお、国の策定指針では、一般廃棄物処理基本計画はおおむね5年ごとに見直しをすることとしており、次期改定の計画は、平成27年度以降の計画を策定していくこととなります。目黒清掃工場については現行計画の期間内に整備を開始することとしており、次期計画において新たに見直すことはありません。</p>
5	<p>一般廃棄物処理基本計画を23区長が了承した時点では、福島原発事故も、オリンピックの東京開催も想定されていなかったのに、今回何の変更もなく事業を推進することに全く納得できない。</p>	<p>目黒清掃工場の建替工事は、平成29年度から平成34年度を予定しており、東京オリンピックが開催される平成32年(2020年)や、会場等の準備工場の時期と一部重なります。また、東日本大震災に伴う復興事業の影響も考えられるため、資材調達、作業員手配等について今後の動向を注視し、東京都や関係機関と調整が必要と考えています。</p>
6	<p>目黒区長が9つ要望を出したとのことだが、内容を教えてほしい。</p>	<p>目黒区としては、目黒清掃工場の計画策定調査を開始するに当たり、清掃工場における安全かつ安定的な操業及び地域の良好な生活環境を確保するために必要な事項について、以下の要望をしました。</p>
7	<p>目黒区長は、この建替計画についてどのような意見を述べているのか、文書で示してもらいたい。</p>	<p>①区民意見の反映について</p> <p>整備事業を進めるにあたっては、計画策定の段階から地域住民の意見・要望を可能な限り取り入れて進めるとともに、区民に分かりやすく丁寧な説明を行うなど説明責任を十分に果たすこと。また、清掃工場周辺地域における地域活動への貢献などを含め区民に開かれた親しまれる清掃工場を目指して計画策定調査を進めること。</p> <p>②まちづくりについて</p> <p>整備事業の推進にあたっては関係法令等の遵守にとどまらず、区民の安全・安心の確保及び環境配慮の観点から十分な検討を行うこと。また、本区の基本構想をはじめ各種計画等を踏まえ、本区が進めるまちづくりの方向性に適った整備事</p>

	<p>業とすること。</p> <p>③施設建築物の規模について 整備事業の推進にあたっては、周辺地域の生活環境に与える影響について十分な配慮を行うとともに、最新の技術を活用し施設建築物の規模は可能な限り必要最小限なものとするよう検討を行うこと。また、周辺環境と調和の取れた清掃工場を目指して、デザイン等について区民意見の反映を図ること。</p> <p>④環境対策について 工場の操業に伴う環境負荷を可能な限り低減し、区民の安全・安心の確保に万全を期するとともに、環境測定結果の速やかで分かりやすい公表にも配慮すること。また、公害防止対策、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策、雨水流出抑制対策及び雨水利用など環境負荷の低減を図るための最新設備を導入した先進的な清掃工場として整備すること。さらに、薬品類については、使用や保管について十分な安全対策を講じること。</p> <p>⑤防災対策について 煙突をはじめ施設の耐震性や防火対策について、安全性を十分に確保すること。また、防災区民組織や消防団など地域における防災活動に協力するとともに、震災等の災害時における周辺住民の一時的な避難場所をはじめ、災害時における地域貢献の観点から緩衝緑地などに必要な防災機能を設けること。</p> <p>⑥緑化対策について 既存樹木の保全や敷地の緑化に加え、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化を十分取り入れ、みどり豊かな清掃工場として整備すること。また、緩衝緑地は現面積を維持し、地域住民の憩いの場として区民要望を取り入れて整備すること。また、埋設されている重金属類について安全性を十分に確保すること。</p> <p>⑦区施設への配慮について 清掃工場周辺の区立施設に対する熱供給は、整備事業後においても継続するとともに、熱供給施設の整備内容について区と十分な調整を行うこ</p>
--	---

		<p>と。また、現工場内にある清掃リサイクルエリア（シルバーアトリエ）は、整備事業後も区のリサイクル事業において活用していくため、整備にあたっては区と十分な調整を行うこと。</p> <p>⑧清掃工場の機能充実について</p> <p>循環型社会形成を推進するため、区民の環境学習の場を設けるなど3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発に資するよう施設の一層の充実を図ること。また、直営及び雇上の清掃車両の安全運行の確保とともに、待機・休憩場所を確保し必要な設備を設けること。</p> <p>⑨工事中の安全対策について</p> <p>周辺には小学校が存在し通学区域となっていることから、工事車両の安全通行をはじめ工事施工時の安全確保について十分な対策を講ずること。また、騒音、振動など工事による生活環境に対する影響について十分な対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">（目黒区）</p>
8	目黒区長の要望は、600 tを受け入れる前提で出されたのか。	<p>目黒区としましては、23区のごみの中間処理を安定的かつ効率的に行うためには、将来に向けた適切なごみの発生量予測と予測を踏まえた清掃工場の焼却能力の確保が重要であると考えています。東京二十三区清掃一部事務組合による一般廃棄物処理基本計画では、今後のごみ量については、家庭系、事業系とも減少傾向を予想しており、現に平成22年度から平成24年度までの予測値と実績値の乖離は3～4%しかありませんでした。焼却能力については、過去の実績から年末年始の急増するごみ量や不測の事故等を考慮して12%程度の焼却余力が必要であるとしていますが、平成34年度以降は、有明、千歳、江戸川の各工場の建替工事が重複する予定であり、そのときの焼却余力は11%になっています。これらのことから、目黒清掃工場の焼却能力は現工場と同規模程度（300 t × 2 炉）が必要であると認識し、要望を行っています。</p> <p style="text-align: right;">（目黒区）</p>
9	目黒区長の要望に対し、誠実に対応していく、と回答しているが、全くできてない。	<p>計画策定調査において目黒区長の要望については真摯に受け止め、以下に示す取組みを行っています。</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>

1 0	目黒区長の要望にある、地元住民の意向に対しての考え方がどこにも感じられない。	①臨時運営協議会や住民説明会において、丁寧な説明を行うとともに、計画素案に係る協議やご意見・ご要望の聴取を行い、可能な限り建替計画に反映しています。
1 1	目黒区長が出した要望書の中の規模縮小とは、高さを3m下げれば良いというわけではない。見た目からも建物は大きくなっており、ボイラも煙突も大きくなっている。	②整備事業の推進に当たり、計画素案では目黒区基本計画である「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」や「目黒区景観形成基準」を踏まえるとともに、清掃工場周辺地域における地域活動への貢献を考慮しました。 ③施設建築物については、最新の知見を活用し、
1 2	目黒区長の要望は、区民の意見を可能な限り取り入れること、施設建設物の規模は必要最小限とすることが示されている。この中に焼却規模の検討は含まれている。	地下階を拡充して工場棟の高さを現工場より約3m低く計画し、建物高さの低減を図りました。その結果、地上部分の覆蓋を除く建物ボリューム（体積）は1割近く縮小され、圧迫感の低減が図られています。 また、建物デザインについては、建物を階段状にセットバックして建物緑化を図るなど、周辺環境と調和した清掃工場を目指しました。また、臨時運営協議会に提示してご意見・ご要望をお聞きし、周辺建物と調和したアースカラーを採用しました。管理棟については、見学者施設や管理諸室を充実させました。 ④大気汚染については自己規制値を現工場より厳しく設定するとともに、最新の排ガス処理設備を導入して安定的な環境負荷の低減を図ることとしました。 ⑤煙突や施設の耐震性や防火対策については、建築基準法や関係法令に基づき、安全性を十分に確保する計画としました。また、防災区民組織や消防団等による地域における防災活動に協力するため、工場構内に100m以上の直線道路を確保するとともに、その際の会場設営にも配慮しました。 ⑥緩衝緑地に埋設されている汚染土壌封じ込め槽については、継続して地下水調査を行い安全性を確認していますが、環境影響評価に係る現況調査においてさらに汚染土壌封じ込め槽付近に1箇所観測井戸を設置し地下水水質調査を行い、基準値を超過している物質がなかったことを臨時運営協議会で報告しました。工場敷地全体の土壌

		<p>調査も同様に行い、報告しています。</p> <p>⑦区立施設への熱供給や現工場内の清掃リサイクルエリアについては目黒区と十分な調整を行っています。</p> <p>⑧清掃関連の展示コーナーや見学者設備の一層の充実を図り、区民に環境学習の場を提供するとともに、清掃工場主要設備を見学できるバリアフリー化した見学ルートを計画し、清掃工場の機能充実を図りました。</p> <p>⑨工事車両の通行は、交通安全対策を計画しており、解体時には建物全てを仮設のテントで覆い粉じん・騒音の発生防止に努めるほか、低騒音建設機械の使用、振動を極力低減する工法の工夫を図るとともに、騒音・振動のリアルタイム表示等を計画しています。</p> <p>このように可能な限りご意見・ご要望を取り入れた上で建替計画を策定していますが、今後も地域住民代表と協議を重ね、丁寧な説明に努め説明責任を果たしていきます。</p>
1 3	ごみ質の変化とは一般的に何ごみを指すのか。	<p>生活様式等の変化により、ごみを焼却することにより発生する熱量が増加しています。既存工場建設時に比べ、熱量の低い生ごみが減り、熱量の高い紙やプラスチック類が増えています。</p>
1 4	ごみ質が変わったことでプラント設備が大きくなったというが、サーマルリサイクルが始まった平成 20 年度の時点で、建替えかプラント更新かわかっていたはず。しかし、平成 25 年度の暮れの臨時運営協議会までその説明が全くなかった。	<p>ごみ質については、サーマルリサイクル実施以前の工場建設時においても、生活習慣の変化に伴い変わっています。</p> <p>プラント更新は、既存の建物をそのまま再利用する方法やプラント設備の大きさに応じて既存建物を極力再利用しつつ建物の一部を改造したり、増築する方法があります。</p> <p>このことから、建替えかプラント更新かの検討は、平成 25 年度実施している計画策定調査の整備手法の中で、最新プラント設備の導入も踏まえて検討することとしていました。そのため、整備手法がまとまった平成 25 年 10 月の臨時運営協議会で報告し、それを踏まえ、今回説明をしています。</p>
1 5	目黒区のごみは減っているのに、ごみ質の変化によるプラントの設備大型化には	<p>一般廃棄物処理基本計画では、長期的なごみ量の予測に基づき、ごみの季節変動等に対応するための必要な焼却余力を確保した上で、整備対象施</p>

	<p>納得できない。</p>	<p>設の現況を踏まえ、地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、清掃工場の整備計画を策定しています。したがって、後年の焼却余力を確保し、23区における安定したごみ処理体制を維持するためには、現行計画どおりに施設整備を進める必要があります。同計画において目黒清掃工場は既存と同規模の600tで整備するとしています。</p> <p>目黒清掃工場の建替えは、今後も23区共同で中間処理を行う上で、大変重要なものとなっています。</p>
<p>16</p>	<p>プラント設備の大型化とあるが、想定ごみ質の変化によるものでなく、単に、高効率ごみ発電のためのプラント設備の大型化なのではないか。焼却炉の規模を縮小しても発電量増が見込めるのであれば、従来よりも、プラント設備の大型化とならないように考えるべき。</p>	<p>清掃工場を設計するための基本数値であるごみ発熱量(ごみを焼却することにより発生する熱量：想定ごみ質)が既存工場に比べ、現在は1割以上増加していることから、その熱量に対応する焼却炉や後段の排ガス処理を安定的に行うために焼却排ガス中の熱を吸収するボイラ等は大きくなります。</p> <p>また、搬入されるごみを一時貯留するごみバンクは現状よりもより安定的に操業を行うために貯留量を大きくする計画としています。</p> <p>こうした結果から、プラント設備や建物が大型化するため、地下部を拡大して建物高さを既存工場より低く抑えることとしました。</p> <p>なお、高効率発電施設を取り入れたのは、近年国のエネルギー施策の中でも注目されている再生可能エネルギーであるごみ発電を高効率なものとし、循環型社会形成の推進や、二酸化炭素排出量の削減に努めるためです。</p>
<p>17</p>	<p>清掃工場の横に小学校があるのは異常なことである。湾岸地域にある清掃工場と一緒に考えないでほしい。田道小に隣接していることを考えると学校生活にもたらす影響は計り知れない。父母に確認を取った上でこの計画素案を出しているのか。</p>	<p>清掃工場に出入りする清掃車両や煙突の排ガス等による環境影響について、ご心配されることは十分理解しています。</p> <p>そこで、工場の運営段階においては安心・安全な操業に努めるとともに、運営協議会において各種環境測定結果や操業状況の報告を行い、当組合のホームページにおいても公開しているところです。</p> <p>目黒清掃工場の整備事業については、PTAの代表の方も含めた臨時運営協議会において協議を行い、ご意見・ご要望を踏まえ、計画素案をまとめました。また、計画素案については住民説明会</p>

		<p>を開催し、ご意見・ご要望を頂きました。</p> <p>計画素案では、環境影響を極力減らすため、清掃車両が周回する構内道路の田道小学校側に道路全体を覆う覆蓋を設けることとしました。また、工場周囲には緑地を配置するとともに、現状の緩衝緑地を引続き地域に開放し、子供たちが楽しく遊べる工夫や虫の観察等についても検討しているところです。</p> <p>今後とも定期的に工場周辺の環境調査を行い、運営協議会で報告するとともに、工場見学等を通じて、工場の操業について理解を得られるよう努めていきます。また、清掃車両の運行についても関係区と連携し、速度遵守を励行するなど、周辺環境に配慮していきます。</p>
18	<p>どうして建物を全部壊さなければならないのか。解体により発生するがれきは、なるべく少なくなるような計画をすべきである。</p>	<p>ごみ質の変化によりプラント設備が大型化することから、地下部分を拡大してプラント設備を設置し、建物高さを低く抑えることとしました。その結果、既存建築物の利用は困難となり、建替えという結論に至りました。</p> <p>建物の解体に伴い発生するコンクリートがら等は、ほぼ全量再生砕石で利用するなど、再資源化を図る計画としています。</p>
19	<p>清掃一組は、設備の長寿命化に努めるとしている。今回の計画のライフサイクルコストの検討結果を教えてください。</p>	<p>本整備事業は、循環型社会形成推進交付金事業として実施しますが、事業実施に際し、「循環型社会形成推進交付金事業に係る費用対効果分析結果」を作成し、公表することが義務付けられています。</p> <p>この費用対効果分析は、建設費及びしゅん功後25年間の維持運営費について、事業を実施しない場合との比較を行うことにより事業の効果を明らかにするものです。</p> <p>本事業においては、工事着工の約2年前に作成し公表する予定です。</p> <p>なお、現在建替え中の焼却規模600t/日の大田清掃工場及び杉並清掃工場、並びに500t/日の練馬清掃工場については、「循環型社会形成推進交付金事業に係る費用対効果分析結果」を当組合のホームページで公表していますが、建設費を含めた30年間の費用として約320億円～約440億円となっています。</p>

20	<p>既存工場の良い点、悪い点を踏まえて計画していると思う。総括を具体的に説明してほしい。</p>	<p>既存工場は、周辺の皆様からの建設に対する陳情や目黒区議会、目黒区長からの要望等を踏まえるとともに、建設協議会における協議を経て、周辺環境に十分配慮したものとして建設された工場です。運営に当たっても安全・安心な操業に努めるとともに、運営協議会において各種環境測定結果や操業状況の報告を行うとともに、当組合のホームページにおいても公開しています。また、建設以降、公害防止基準の強化等に対応し、施設の改善を図っています。</p> <p>これらの経緯・状況を踏まえた上で、既存工場の建設以降の技術進歩や国、東京都の環境に関する施策、目黒区の最新の各種規制等に基づき、より一層周辺環境に配慮して計画素案を作成しました。</p> <p>具体的には、既存工場より建物高さを低く抑え、階段状にセットバックさせるとともに、色彩はアースカラーとし、建物緑化を積極的に導入し緑豊かで地域に溶け込んだデザインとしました。</p> <p>構内を周回する清掃車両からの騒音や悪臭対策として、工場南東側の周回路の一部を屋根で覆うこととしました。</p> <p>最新の公害防止設備の導入により、既存工場より自己規制値を低く設定しました。</p> <p>災害対策として、雨水流出抑制対策については、目黒区の「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」及び同「指導要領」を十分満足する計画としました。また、災害時に緩衝緑地に雑用水や携帯電話の充電程度の電気の供給も行う予定です。</p> <p>さらに、新たに太陽光発電や高効率発電設備を導入し、二酸化炭素排出量を削減します。</p>
21	<p>計画素案をつくる際の計画条件を具体的に教えてほしい。住民とズレがある。</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画に定める焼却規模は300 t /日×2 炉、整備期間は平成 29 年度～平成 34 年度としました。また、計画策定に当たって、①工場棟規模を必要最小限とするため、管理棟と工場棟を分棟とするとともに、工場棟の高さを現状より低くする、②搬入経路及びごみの流れは現状と同じとする、③緩衝緑地を維持するとともに緑化を充実する、④災害対策を充実する、等を条</p>

		件とし、計画素案を作成しました。
2 2	清掃車両の流れが全く考えられていない。杉並清掃工場の様に、中里橋からトンネルを掘り地下から清掃車両を通せないのか。	<p>既存工場の建設においても専用地下道の検討を行っていますが、以下の理由により専用地下道の設置は困難であるとしています。現状でもその理由は同じです。</p> <p>①山手通りの幅員内に地下道出入口を設けることは、すでに道路幅員に合わせて高層ビルが立っており、道路幅員変更の見込みがない現状において非常に困難である、②地下道を目黒川底の下深く通過させなければならぬため、道路勾配が急になり、非常に困難である。</p>
2 3	煙突の地震対策はできているのか。免振装置等考えているのか。煙突の内筒と外筒で揺れ方が違うと思うが、安全なのか。	<p>現在の煙突外筒は、設計当時の最新知見によって設計され、昭和 63 年に一般財団法人日本建築センターの高層建築物構造評定を取得しています。計画策定調査において、現行の建築基準法に基づいて強度の確認を行いました。今後 30 年程度使用する場合には一部の耐震補強を行うことにより、より安全性が確保されるという結果でした。</p> <p>なお、平成 19 年 6 月の建築基準法の改正により、60m を超える煙突を含む工作物については、地震に対する安全性を確保する方法として、「時刻歴応答解析法」と呼ばれる時間とともに変化する地震力を与えた時の安全性を確保する構造計算を行うこと、国土交通大臣が指定する特定性能評価機関でその構造計算内容等の審査を受けることが義務付けられました。現行で煙突免震装置の設置は、義務付けられていませんが、今後、法改正等があれば、速やかに対応していきます。</p>
2 4	新工場の電気設備は何階になるのか。目黒川もあるので、津波の影響が心配である。	<p>計画素案では、発電機室と受変電室を 1 階、低圧電気室を 2、3 階に計画しています。</p> <p>東京都が検討した首都直下型地震等による東京の被害想定で、東京湾沿岸部の津波高は満潮で最大 T.P. 2.61m と想定されているため、津波の影響はないと考えています。(T.P. とは東京湾平均海面のことをいう)</p>
2 5	建物高さを 3m 下げ、地下化を図るための工事費ほどの程度になるのか。そこまでして、高さを抑えなくてもよ	<p>事業を実施するに当たって、コストは重要な要素ですが、当組合としては周辺への圧迫感を軽減するためには建物高さは極力低く抑える必要があると考えています。</p>

	いのではないか。	<p>なお、目黒区長から、施設建築物の規模は可能な限り必要最小限なものとするよう要望されています。</p> <p>詳しい工事費については、今後、契約手続きを行う中で算定しますが、現在建替え中の工場の実績は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田清掃工場(600 t /日) 約 186 億円（解体工事費を除く） 建物高さ約 41m 地下 5m （ごみバンカ地下 8.5m） ・練馬清掃工場(500 t /日) 約 196 億円 建物高さ 23.95m 地下 22.5m ・杉並清掃工場(600 t /日) 約 265 億円 建物高さ約 28m 地下約 13m （ごみバンカ地下 17m）
2 6	計画素案を作るに当たり、どのくらいの費用を使ってコンサルに委託をしたのか。	<p>委託金額は 39,690,000 円（税込）です。委託期間は平成 25 年 5 月 15 日～平成 26 年 3 月 14 日となっています。</p> <p>計画策定調査委託では、敷地概要や関係法令整理等の基礎調査、基本デザイン、プラント計画、建築計画及び工事計画等を行います。</p>
2 7	この辺りは他の地域よりぜんそく患者が多い。第三者による調査を行い、その結果を踏まえた計画としてほしい。	<p>清掃工場では環境負荷を低減するために、煙突排ガスについて法令の排出基準よりも厳しい自己規制値を設けて操業しており、工場周辺の大気環境調査を稼働時と停止時にそれぞれ実施していますが、いずれの物質についても通常の大気の測定範囲であり顕著な差は認められていません。</p> <p>したがって、清掃工場が原因で、直接的に人の健康を害することや生活環境を悪化させることはないと考えています。今後の法改正等で、規制対象物質に変更があった場合は、今までと同様に速やかに対応し、引き続き安全な操業を行ってまいります。</p>
2 8	水銀低減処置可能な自動化設備とは、どのようなものか。	<p>排ガス中の水銀濃度の管理については、ろ過式集じん器出口と煙突入口に水銀濃度計を設置し、常時水銀濃度の監視を行います。搬入ごみへの水銀混入により一時的に水銀濃度が上昇した場合、洗煙設備で注入しているキレート剤という薬剤を増量することにより濃度を下げます。その作業を自動化することで、迅速な水銀濃度低減が可能</p>

		となります。
29	アスベストについて、国の法律に基準値がないのなら、自己規制値を決めてほしい。	<p>大気汚染防止法では、清掃工場に対するアスベストの基準値はありませんが、アスベストを取り扱う施設の敷地境界における基準値は1リットル当たり10本です。当組合では全ての清掃工場で排ガス中のアスベスト測定を行っていますが、結果は不検出か検出されたとしてもアスベストを取り扱う施設に適用される基準値と比較して十分に小さい値です。さらに、清掃工場の排ガスは煙突から排出されたのち10万倍以上に拡散されることから、周辺環境への影響は少ないと考えています。また、現在のところ、検出された場合の原因が不明のため、自己規制値を設けることは困難です。</p> <p>なお、未規制のものについては、今後の法改正等があった場合、速やかに対応していきます。</p>
30	工場周囲のフェンスの建替え、工場敷地内への自転車の乗り入れ方法を考えてほしい。	工場周囲のフェンスについては取り換える予定です。また、工場敷地内への自転車の駐輪場の乗り入れ方法については、建替工事契約後の実施設計の中で検討します。
31	田道小に温水プールを設置してほしい。	熱供給については、現状と同様に目黒清掃工場からは田道ふれあい館へ熱供給します。田道小学校と目黒区民センターへの熱供給は、目黒区が行う予定であり、田道小学校の施設整備については目黒区の所掌となります。
32	焼却熱を利用した発電等、環境に優しい清掃工場を計画してほしい。	<p>また、焼却熱を効率的に利用し、発電量を既存工場の11,000kWから、新工場では18,000kW以上を予定しています。</p> <p>さらに、自然エネルギーの活用として太陽光発電を計画しています。</p>
33	緩衝緑地はあまり人工的に創り込まず、豊かな自然のある環境として整備してほしい。校外授業に活用できるよう、田道小の意見もよく聞いてほしい。	計画素案説明会では、緩衝緑地について、「東側には魅力的な遊具や子どもたちが遊べる芝の小山を設けて、自然と触れ合いながら楽しめるエリアとする。緑化部分は目黒区の進める生物多様性の考え方に基つき、高木エリア、中低木エリアのゾーニングにより鳥類、昆虫、四季を感じられる緑地を配置し、中央には子どもたちが自然観察を行える場として虫の生息環境を考えた草原エリアを設ける。」と説明しましたが、これは整備イメージとして提案したものです。最終的な整備

		<p>計画については、建設工事の契約後に行われる実施設計の中で検討します。その際には改めて内容をお示しし、田道小学校も含め、ご意見を伺います。</p>
3 4	<p>豊かな建築や環境を創出する、優秀な建築家に設計を依頼してほしい。たとえば、広島市環境局中工場のように、環境にも配慮し、清掃工場自体が美しい建築であることが周辺環境を良くする必要条件だと思う。</p>	<p>計画素案の策定に当たっては、目黒区基本計画である「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」や「目黒区景観形成基準」を踏まえるとともに、清掃工場周辺地域における地域活動への貢献を考慮し、本事業の基本コンセプトを「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」としました。</p> <p>目黒清掃工場の建替工事は、平成 29 年度に入札を行い、落札業者と契約締結する予定です。当組合では清掃工場のより一層の施設の安全・安定性、処理の信頼性の確保及び維持管理費の低減を図ることを目的として、清掃工場建設工事の落札者選定において総合評価落札方式を導入することとしており、入札参加者からデザインを含めて技術提案を受けて、技術評価と価格評価を総合して落札者を決定しています。したがって、当組合が、特定の建築家に設計を依頼することはありません。</p>
3 5	<p>事前説明会の清掃一組の見解で、ごみバンクに大量のごみを貯留することは難しい、とあるが、計画素案の中では、ごみバンクの拡充、となっている。このことの整合性は。</p>	<p>計画素案では、より安定的な焼却を行うため、ごみバンクは既存工場の 3 日分の貯留量から 4 日以上分の貯留量へ大きくする計画としています。</p> <p>ごみバンクは、ごみの搬入がない日曜日や夜間に焼却するためのごみを貯留する役割があり、一定の量を貯留する必要があります。また、ごみを攪拌し、均一化して安定的に焼却する役割とともに、予期できない故障等に備えて容量を確保する必要もあります。このため、ごみバンクを余力と考えることは難しいと考えています。</p>
3 6	<p>バンクの拡充により、これまで比べて何日分のストック増となるのか。また、年末年始のピーク時の貯留量への貢献度、焼却余力縮小への貢献度はどの程度になるのか。</p>	<p>ごみバンクは、ごみの搬入がない日曜日や夜間に焼却するためのごみを貯留する役割があり、一定の量を貯留する必要があります。また、ごみを攪拌し、均一化して安定的に焼却する役割とともに、予期できない故障等に備えて容量を確保する必要もあります。このため、ごみバンクを余力と考えることは難しいと考えています。</p>

2 整備事業全般について

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	規模を大幅に縮小し、400 tにすることを求める。現在の一般廃棄物処理基本計画は撤回し、再度計画を練り直し、再提出すべきである。	平成15年7月の特別区長会で「23区は工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保する」ことの方針が確認され、同年11月の特別区長会では「特別区における中間処理体制は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理により行うのが望ましい」との確認がされました。
2	工場の規模が縮小されないということは全く納得できない。	これに基づき、23区全体のごみの中間処理を確実にを行うために、当組合では、一般廃棄物処理基本計画において、長期的なごみ量の予測に基づき、ごみの季節変動等に対応するための必要な焼却余力を確保した上で、整備対象施設の現況を踏まえ、地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、清掃工場の整備計画を策定しています。
3	ごみが減り続けているのに、強引に今までと同じ規模の工場に建て替えることに何の意味があるのか。	今後、耐用年数を迎える工場が集中する時期があり、この間の焼却能力を確保する上で、23区全体のごみを安定的に処理できるように、目黒清掃工場については、現行と同じ600 t/日の規模として整備することが必要です。
4	目黒清掃工場が建替わる頃には人口も減っており、ごみ減量についても盛り上がってくると思う。それでも600 tにするのか。	なお、長期的ごみ量の予測は、23区の人口動向も踏まえて予測しています。
5	一般廃棄物処理基本計画の最終年度の平成32年度頃でも25%の余力を残すことができる。能力を200 t減らしても何の支障もない。	目黒区がリサイクルについて、区民、事業者、行政が協働で取り組むことにより、目黒区のリサイクル率は23区の中でも上位に位置していることは、当組合も十分理解しています。また、目黒清掃工場が他区から排出されたごみを多く処理していることにより、23区全体のごみの安定的な処理に当たって、大きな役割を担っていると考えています。
6	目黒区民のごみ減量への努力、23区の中での目黒清掃工場の貢献度も評価して、焼却能力の規模縮小を再検討してほしい。	現在のごみの中間処理体制は、23区の共同処理となっており、現行の一般廃棄物処理基本計画では、安定的かつ効率的な処理を行うため、既存の清掃工場を整備することで処理能力を確保していくこととしています。

7	600 t と 400 t の 2 つの案を出し、それぞれのメリット、デメリットの説明をしてほしい。金銭面についても。	一般廃棄物処理基本計画において目黒清掃工場については、長期的なごみ量の予測、整備対象施設の現況を踏まえた地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、現行と同じ 600 t/日の規模として整備することが必要と考えています。そのため、600 t 未満の焼却能力で検討する必要はないと考えています。
8	プラントの規模を 100 t/日程度縮小することで、建物自体の縮小を図った場合、建物面積と経費の算定はどうか。	
9	一般廃棄物処理基本計画が5年ごとの見直しということで、目黒清掃工場も計画改定の中で、規模縮小を行った場合のシミュレーションを行い、再検討してほしい。	現在、改定作業中の次期一般廃棄物処理基本計画は、現行の一般廃棄物処理基本計画に基づいた施設整備が実施されることを踏まえて計画されています。そのため、次期一般廃棄物処理基本計画の中で、目黒清掃工場の規模縮小等の検討は行いません。
10	足立、多摩川、品川、板橋、葛飾、世田谷が縮小され、特に世田谷清掃工場は 900 t から 300 t へ縮小されている。ごみ総量が減っているのに、目黒は縮小できないのか。負担の公平化の面からみてもおかしい。	23区では、高度経済成長期にともない急激に増加した可燃ごみの全量焼却体制を達成するために、建設予定地に見合う処理能力の工場を建設してきました。可燃ごみの全量焼却体制が可能となった後の施設整備事業では、既存工場については、ダイオキシン類の早急な対策や最終処分場の延命化、地域で必要とされる能力の確保という観点で整備事業を進めました。その結果、内陸部の大規模な工場は、経費節減を図るため、既存躯体を出来るだけ活用し、プラントのみを全面的に更新する方式でかつ、灰溶融炉の併設を行ったため、焼却処理能力が小さくなりました。 共同処理により23区全体のごみの中間処理を確実にを行うために、当組合では、一般廃棄物処理基本計画において、長期的なごみ量の予測に基づき、ごみの季節変動等に対応するための必要な焼却余力を確保した上で、整備対象施設の現況を踏まえ、地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、清掃工場の整備計画を策定しています。
11	清掃一組の説明では、一般廃棄物処理基本計画に基づき計画を進めているので変更はできないと言っているが、他の工場は規模を変更し	杉並清掃工場については、旧工場は 300 t/日の炉が3炉ありましたが、うち1炉は予備炉のため、処理能力としては 600 t/日であり、新工場の処理能力と同じです。

	ている。一般廃棄物処理基本計画の変更は不可能ではない。	(次頁へ続く) 練馬清掃工場については、旧工場は 300 t/日の炉が 2 炉でしたが、現在のごみ質で焼却した場合の計画処理能力は 520 t/日 (260 t×2 炉) としていました。これに加え、敷地の制約や都市計画上の高さ制限があることなどから建替計画では処理能力を 500 t/日 (250 t×2 炉) としました。
1 2	練馬清掃工場の建替えに際しては、敷地の建設可能規模等の関係ということで、600 t/日から 500 t/日に規模を縮小している。不公平感を感じる。	目黒清掃工場については、長期的なごみ量の予測、整備対象施設の現況を踏まえた地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮して、現行と同じ 600 t/日の規模として整備することが必要と考えています。
1 3	世田谷区は人口 86 万人に対して施設規模 150 t×2 炉、江東区は人口 47 万人で施設規模 1,800 t の清掃工場がある。世田谷区は、人口が多いが規模が小さい。もう一工場建てられる。	世田谷区には、焼却炉 150 t×2 炉と灰溶融炉 60 t×2 炉の世田谷清掃工場と、焼却炉 600 t 炉の千歳清掃工場があり、施設規模は 900 t です。過去の施設整備においては、可燃ごみの全量焼却体制を達成するために、建設予定地に見合う処理能力の工場を建設してきた経緯があります。
1 4	渋谷区のごみ発生量は 400 t で、工場の規模が 200 t なので、渋谷区民は 200 t の減量努力をすべき。隣の目黒区にごみを持ち込む計画で、渋谷清掃工場の規模は 200 t にされているのではないか。	しかし、現在のごみの中間処理体制は、当時と状況が変わり、2 3 区の共同処理となりました。現行の一般廃棄物処理基本計画では、安定的かつ効率的な処理を行うため、既存の清掃工場を整備することで処理能力を確保していくこととしています。
1 5	焼却規模を大きいものにして処理体制を確保するよりも、規模を小さくしてごみの発生を抑制し、ごみを出さない議論なり方法を考えるべき。	ごみの中間処理は衛生的で安全な生活を維持するために 1 日たりとも滞ることは許されません。安全、安定的な処理を維持するために計画的に清掃工場を整備していく必要があります。当組合では一般廃棄物処理基本計画の中で長期的な整備計画を策定しています。この整備計画は整備対象施設の現況を踏まえ、必要な焼却余力を確保したうえで、地域バランス・耐用年数・整備期間を考慮し、策定しています。
1 6	建替計画の 600 t の根拠を	今後、ごみ量の減少が長期的に続く見通しが立てられれば、工場全体の焼却能力の見直しについても検討していきます。
		ごみの中間処理を安定的に行う関係から、清掃

	示してほしい。	<p>工場の建替工事が同時に行えるのは2～3工場に留まります。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画では、平成32年から40年頃に耐用年数25～30年を迎える清掃工場が多くなるだけでなく、規模の大きい清掃工場の整備も控えており、23区のごみの全量処理に影響を及ぼす可能性があります。そのため、目黒清掃工場については現状の規模で整備する必要があります。</p>
17	平成元年の東京都知事宛ての意見書において、将来、工場建替えに際しては、迷惑施設の公平負担の原則から他に建設地を求めること、としているが、全く無視されている。	<p>目黒区議会の意見書については、平成元年3月に目黒区議会議員13名が超党派で提案者となり、目黒区議会議長名で東京都知事あてに提出されたものです。</p> <p>当時のごみ問題をめぐる社会状況を鑑みると、当時の議会の判断としては、重みがあるものと認識をしています。</p>
18	次の建替えの際はよそに移設すると言っており、私たちはそのために耐えてきた。しかし、行政内部が全く変わってしまい関係ない、と言って無視をしている。よその土地は探したのか。	<p>しかしながら、清掃事業が23区に移管され、さらに可燃ごみや不燃ごみ等の中間処理については当分の間、共同処理を行うことになるなど、清掃事業を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p style="text-align: right;">(目黒区)</p>
19	同じ場所に建てることに対して、申し訳ないとも思っていない。2010年の事業計画が出た時、目黒区は区議を通して知っていたはずである。住民にしっかり対応し意見を聞く場があるべきだった。	<p>各区から発生するごみを共同処理するに当たっては、各区から排出される可燃ごみに対して、ある程度の余裕(季節変動や定期補修・突発的故障等)をもった清掃工場全体の焼却能力の確保が重要です。</p> <p>そのため、現行の一般廃棄物処理基本計画は、現在の目黒清掃工場の焼却能力を維持して整備するという計画であり、現在地に同規模で建て替えるものです。</p> <p>平成元年3月31日付で、目黒区議会議長から東京都知事あてに、「目黒清掃工場の操業に伴うごみ量等に関する意見書」が提出されたということは承知しています。</p> <p>しかし、現在のごみの中間処理体制は、当時と状況が変わり、23区の共同処理となりました。現行の一般廃棄物処理基本計画では、安定的かつ効率的な処理を行うため、既存の清掃工場を整備することで処理能力を確保していくこととして</p>

		います。
20	25年前この場所に清掃工場を建てた理由と、今回この場所に建替えになった流れを知りたい。	<p>現工場の建設予定地としては、当時、区の協力を得ながら目黒区内の公有地・工場跡地等を調査しました。しかし、土地利用が極度に進んでいる状況からみて、候補地は、筑波研究学園都市に移転する現在地（東京工業試験場（第六部）移転跡地）のほかに、東京教育大学農学部、林業試験場、国土地理院の4つの機関の跡地にしぼることとしました。その中で、位置や面積、搬出入路及び周囲の状況、他の都市計画との関係等を比較した結果、現在地が最も適当だという結論に達し、現在地に建設されました。</p> <p>なお、今回の建替えについては、各区から発生するごみを共同処理するに当たっては、各区から排出される可燃ごみに対して、ある程度の余裕（季節変動や定期補修・突発的故障等）をもった清掃工場全体の焼却能力の確保が重要です。</p> <p>そのため、現行の一般廃棄物処理基本計画は、現在の目黒清掃工場の焼却能力を維持して整備するという計画であり、現在地に同規模で建て替えるものです。</p>
21	23区の清掃工場の焼却能力は、発生するごみ量と比べて過剰であるというのは明らかである。年末に通常のごみの1.5倍のごみを溜められたのであれば、コンスタントにバンカをいっぱいにしてしながら運営してはどうか。	<p>焼却余力は、可燃ごみの全量中間処理を確保するため、清掃工場の整備や突発的な故障等による焼却能力の低下、ごみ量の季節的な変動等に対応できるように備えておかなければならない能力です。現行の一般廃棄物処理基本計画では、月単位で見た可燃ごみ量の季節変動や短期的な変動（週単位で見た可燃ごみ量のピーク値）をもとに12%程度の焼却余力を確保することにより、清掃工場の焼却能力の低下時やごみ量の季節変動に対応することとしています。</p> <p>清掃工場には、ごみを貯留するごみバンカがあります。ごみバンカは、ごみの搬入がない日曜日や夜間に焼却するためのごみを貯留する役割があり、一定の量を貯留する必要があります。また、ごみを攪拌し、均一化して安定的に焼却する役割とともに、予期できない故障等に備えて容量を確保する必要があります。</p> <p>このため、コンスタントにごみバンカをいっぱいにしてしながらの運営は困難です。</p>

2 2	延命化の検討は行っているのか。	
2 3	工場の寿命がたったの 27 年で全面建替えについての説明に全く納得できない。	<p>清掃工場は処理形態が多種・多様、設備・機器の種類が多い等の維持管理上の特徴を有しています。プラントとしての処理性能は、定期点検補修等において、腐食、損耗の大きい箇所・部品を中心に局部的な補修・交換を行うことにより性能維持を図っています。これにより、施設稼働後 12、13 年程度は性能低下が軽微ですが、経過年数がそれ以上に進むに従って、腐食、摩耗等の全体的進行、製造中止により部品の入手が困難になるなどして施設全体の性能が急速に低下するようになります。また、法改正等により、公害防止性能を向上させる必要が生ずる場合もあります。</p> <p>当組合では、そのような実情を踏まえた上で、清掃工場の耐用年数を 25～30 年とし整備計画を策定するとともに、ライフサイクルコストを見据えた適正な運転管理と適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施しています。</p> <p>なお、目黒清掃工場の整備手法については、既存建築物に建替え後のプラント設備が収まらないことや地下部を拡大して建物高さを低く抑えることなどから、建て替えることとしました。</p>
2 4	ごみ量予測とごみ量実績に 11 万 t の乖離があり、この差は目黒清掃工場 600 t の 1 年分に相当する。余力の計算やごみ量予測があまりにもずさんである。	<p>2 3 区は、ごみ量や人口、経済活動の規模が他市町村と大きく異なるため、ごみ量の予測方法について、2 3 区と当組合で検討し、「長期的なごみ量推計の手法」をまとめました。この統一的な手法により 2 3 区と当組合がごみ量予測を行うことが特別区長会で確認されています。</p>
2 5	一般廃棄物処理基本計画に、ごみ量の推移は平成 6 年から平成 16 年まで一本調子で減少しているのに対し、ごみ発生量の予測は、平成 20 年から一本調子で増加している。この根拠資料が示されていない。	<p>当組合では「長期的なごみ量推計の手法」に基づき、各区のごみ量及び資源回収量の実績、東京都の人口予測、国及び東京都の経済予測、当組合で毎年調査している 1 人当たりごみ排出量(発生原単位)などの各種データを用いてごみ量予測を行っています。</p> <p>現行の一般廃棄物処理基本計画のごみ量予測は、家庭ごみでは、1 人当たりごみ排出量(発生原単位)が減少するものの、人口は平成 27 年度まで増加が予測されていること、事業系ごみでは、経済が回復傾向と予測されていること、家庭ごみ、事業系ごみともに資源回収の促進が見込ま</p>

		(次頁へ続く)
26	各区や国のごみ減量の計画から平均値－標準偏差をとると、0.8%となる。この減率と焼却能力を200t下げた条件としても、余力の推移は12%以上になっている。	れること等を考慮し、平成32年度までのごみ量を減少傾向で推移するものと予測しています。 なお、一般廃棄物処理基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととしており、ごみ量の実績値と計画値に大きな乖離が生じた場合には、これに合わせて見直しを行います。
27	一般廃棄物処理基本計画のごみ量予測の根拠となるデータに全く納得できない。	
28	各区がごみ量削減計画を出しているのに、清掃一組のごみ量予測はそこまでいかないのか。なぜ各区の目標と清掃一組のごみ量予測に乖離が生じるのか。	当組合のごみ量予測は、特別区長会で了承された「長期的なごみ量推計の手法」に基づいて、安全で安定的な中間処理という当組合の責務を果たすために処理しなければならないごみ量という考え方で予測しています。 一方、各区のごみ量予測は、ごみ減量に関する各区の責務を果たすため、様々な取組を実施する上での目標値としての側面もあるものと考えています。 当組合では、おおむね5年ごと一般廃棄物処理基本計画を見直すこととしており、ごみ量予測についても過去10年以上のごみ量の動向に加え、最新のごみ量や各区のリサイクルの取組等を踏まえた見直しを行っています。 現行の一般廃棄物処理基本計画改定時に各区の計画策定状況を調べたところ、平成20年度の時点での区のごみ量推計値と実績値では、実績値が各区の推計値を約54,000t上回っていました。仮に各区の削減目標を前提にした推計値を当組合の一般廃棄物処理基本計画のごみ量として積算すると、処理できないごみが発生することとなります。したがって、当組合の計画は処理しなければならない量、という考え方で策定しています。
29	焼却余力12%に加えて、バンカ容量も余力となるのか。	清掃工場には、ごみを貯留するごみバンカがあります。ごみバンカは、ごみの搬入がない日曜日や夜間に焼却するためのごみを貯留する役割があり、一定の量を貯留する必要があります。また、ごみを攪拌し、均一化して安定的に焼却する役割とともに、予期できない故障等に備えて容量を確

		保する必要もあります。このため、ごみバンクを余力と考えることは難しいと考えています。
30	焼却能力、ごみ収集の方法、他区のごみ分別の面から、将来の工場規模に対して、どのように考えているのか。	<p>工場全体の焼却能力は、特別区長会で了承された「長期的なごみ量推計の手法」で予測したごみ量に基づき、検討されています。また、ごみの搬入調整については、現在の共同処理の考え方に基づいて、各区の収集・運搬や事業系ごみの収集・運搬等を考慮して、日々、清掃工場への搬入調整を行っています。</p> <p>当組合では、こうした点を十分検討した上で、一般廃棄物処理基本計画の中で各工場の規模を決めています。</p>
31	ごみの残量がどのくらいまでなら処理できるのか、各工場で試験し、データで残しておくべき。機械は、平日の夜間は休ませないといけない。	<p>清掃工場には、ごみを貯留するごみバンクがあります。ごみバンクは、ごみの搬入がない日曜日や夜間に焼却するためのごみを貯留する役割があり、一定の量を貯留する必要があります。また、ごみを攪拌し、均一化して安定的に焼却する役割とともに、予期できない故障等に備えて容量を確保する必要もあります。このため、ごみバンクを大量にごみを貯留し続けておくことは難しいと考えています。</p> <p>また、当組合の清掃工場は連続操業を基本としており、焼却炉の運転・停止をなるべく少なくするように操業しています。</p>

3 環境影響評価について

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	<p>環境影響評価において、渋谷清掃工場と目黒清掃工場の2つの煙突からの排ガスの影響、さらに、山手通りの排気筒を含めた影響も現況調査で測定すべきである。</p>	<p>環境影響評価では、目黒清掃工場の排ガスが周辺環境に与える影響を調査します。その際、工場周辺の大気環境測定局等のデータをバックグラウンドとして使用するため、渋谷清掃工場の排ガスの影響は含まれています。</p> <p>現在工事が進んでいる中央環状品川線は平成26年度末開通の予定となっているため、中目黒換気塔から排出される自動車排ガスの影響は、バックグラウンドに含まれません。そのため、事後調査の中で確認していくことになると考えています。</p> <p>なお、東京都が実施した中央環状品川線の環境影響評価において、環境への影響について確認されていますが、その中で、渋谷、目黒清掃工場を含む現在稼動している清掃工場の排ガスの影響を加味した現況濃度を基に大気汚染の評価を行っており、環境への影響は小さいとしています。</p>
2	<p>工場外部の汚染調査結果を開示してほしい。</p>	<p>緩衝緑地を含む工場敷地内の土壌汚染の現況調査結果については、環境影響評価書案の中でまとめる予定であり、平成27年度に環境影響評価書案を東京都に提出します。なお、住民の皆様は、環境影響評価書案を縦覧・閲覧することができます。当組合のホームページでも公開するとともに評価書案説明会を開催し、その内容について説明する予定です。</p>
3	<p>現況調査の項目を教えてください。</p>	<p>平成25年度より実施している現況調査では、環境大気質、道路沿道大気質、悪臭、騒音・振動、土壌、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、交通量について、工場周辺の調査をしています。</p>
4	<p>環境影響評価の公聴会は開催されないのか。</p>	<p>平成27年度に環境影響評価書案を東京都に提出し、評価書案説明会を開催します。都民の皆様は意見書を提出することができます。この意見書に対し、当組合は見解書を作成し東京都に提出します。その後、東京都により都民の意見を聴く会が開催されます。</p>
5	<p>工事期間中の近隣対策として、電波障害、騒音・振動</p>	<p>工事期間中は、工場敷地周囲に仮囲いを設置するとともに低騒音型建設機械の使用、低振動工法</p>

	<p>について、日勤者と夜間勤務者への対応をしてほしい。</p>	<p>の採用等、環境保全のための措置を講じます。また、作業終了時はクレーンのブームを縮める等の措置をとり、電波障害に配慮します。さらに、解体工事時には工場棟の全てを覆う全覆いテントを設置し、騒音・粉じんに対してより一層配慮します。</p> <p>作業時間は、原則として8時から18時とし、日曜・祝日・年末年始は作業を行いません。</p> <p>なお、現場事務所に職員を常駐させ、苦情等に対応します。</p>
--	----------------------------------	---

4 清掃工場の操業について

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	煙突からの排ガスの影響はゼロではない。長年にわたって蓄積している。	清掃工場は、区民生活を衛生的な環境に保つために必要な施設ですが、住民の皆様が工場の操業や清掃車両の搬入による大気汚染等に不安を持たれていることは理解しています。当組合では、大気汚染防止法に定められる規制物質、その他の優先取組物質等を含む有害物質 26 項目の排ガス測定を行っており、測定結果をホームページ等で公開しています。
2	排ガスの有害物質は6種類しか説明が無いが、多数あるはずである。	大気汚染防止法では、清掃工場に、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物及び塩化水素について排出基準を設けています。ダイオキシン類についても、ダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準を設けています。排出基準は、環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準）を達成するために、定められています。
3	中目黒からは渋谷清掃工場の煙突も見える。知らず知らずの間に子供たちの健康への影響もあり、非常に不安である。	<p>また、環境基準は、現在得られる限りの科学的知見を基礎として、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされるものとされています。</p> <p>清掃工場では環境負荷を低減するために、煙突から排出される排ガスについて法令の排出基準よりも厳しい自己規制値を設けて操業しており、定期的に行う第三者機関による測定結果でも排出基準及び自己規制値を十分下回っています。また、工場周辺の大気環境調査を稼働時と停止時にそれぞれ実施していますが、いずれの物質についても通常の大気の測定範囲であり顕著な差は認められていません。</p> <p>したがって、清掃工場が原因で、直接的に人の健康を害することや生活環境を悪化させることはないと考えています。今後の法改正等で、規制対象物質に変更があった場合は、今までと同様に速やかに対応し、引き続き安全な操業を行ってまいります。</p> <p>なお、平成 20 年に区及び近隣市在住の 8 名の方から、当組合を被申請人として、公害等調整委</p>

		<p>員会（※）に原因裁定の申請が出されました。申請内容は、「生活環境の悪化及び健康被害は、東京23区の清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である」としたものです。当組合は、約10年にわたる排ガス測定結果及び周辺大気測定結果の資料を提出し、約3年間の審問を経て、「各清掃工場等からの排ガスにより、清浄な大気有害物質により顕著に汚染されている客観的な状況が存在すると認めるに足りず、かつ、これを覆すに足りる証拠もない。」とされ、申請は棄却されています。（平成24年6月22日裁定）</p> <p>（※）公害等調整委員会 公害等調整委員会とは、総務省の外局である行政委員会、公害等の紛争について裁判よりも簡便で迅速に解決をするために設けられている、準司法的機関です。</p>
4	<p>ごみは減っているのに、600tも燃やすので、水銀、アスベスト、放射能が心配である。</p>	<p>大気汚染防止法では、清掃工場に、水銀、アスベスト、放射能の排出基準はありません。</p> <p>当組合では水銀について、自己規制値を設けて操業しています。</p> <p>アスベストについては、清掃工場に対する基準値はありませんが、アスベストを取り扱う施設の敷地境界における基準値は1リットル当たり10本であり、これまでの測定結果はこれと比較して十分に小さい値です。さらに、清掃工場の排ガスは煙突から排出されたのち10万倍以上に拡散されることから、周辺環境への影響は少ないと考えています。</p> <p>放射性物質については、放射性物質対処特措法において、排ガス中の基準が、放射性セシウム134は20Bq/m³N、放射性セシウム137は30Bq/m³Nとなっています。当組合では、これまで1,000検体弱測定し全て不検出です。</p> <p>また、焼却灰等についても指定廃棄物の指定基準8,000Bq/kgより、はるかに低い濃度で推移しており、法令に基づき適正に管理しています。</p>
5	<p>緩衝緑地で遊ぶ、散歩する犬達に、ガン死が多いことは知っているのか。動物病院の先生達が言っている。</p>	<p>緩衝緑地で遊んだり、散歩したりする犬達にガン死が多いことは把握していません。</p> <p>現在、実施している環境影響評価の現況調査の中で、地下水の水質調査と土壌調査を行いました</p>

		<p>が、基準値を上回る有害物質はありませんでした。また、工場周辺の大気環境調査を稼働時と停止時にそれぞれ実施していますが、いずれの物質についても通常の大気の測定範囲であり顕著な差は認められていません。こうした結果から因果関係はないものと考えます。</p> <p>緩衝緑地の地下には、汚染土壌の封じ込め槽が埋設されています。汚染土壌の封じ込め槽内には、現工場の建設時に確認された約 13,700 m³の汚染土壌（水銀、鉛、亜鉛、カドミウム）が処理されています。これらの汚染土壌は、薬剤による安定化处理（不溶性の硫化物とする）をした後、内壁に遮水シートを施した地下式鉄筋コンクリート槽に封じ込められています。</p> <p>なお、環境影響評価の現況調査開始以前より、工場棟南側の観測井戸で継続して地下水調査を行い、安全性を確認しています。</p>
6	<p>工場の風下に住んでいるが、時折とても臭いときがある。</p>	<p>清掃工場は、区民生活を衛生的な環境に保つために必要な施設ですが、工場の操業や清掃車両の搬入による悪臭等に不安を持たれることは理解しています。</p> <p>そのため、清掃工場では、プラットホーム出入口にエアカーテンを設置したり、脱臭装置の稼働や消臭剤等を用いて、悪臭が外に漏れることのないように操業しています。また、第三者機関により、排ガス中の臭気と敷地境界での臭気を定期的に測定しており、測定結果は基準値を下回っています。この測定結果については、運営協議会で報告するとともに、当組合ホームページにおいても掲載しています。</p>
7	<p>ダイオキシンの調査は1年中測定しているのか。ダイオキシンが一番出る、ごみが生焼けの時は測定しないというシステムになっている。</p>	<p>焼却炉を立上げる時は、専用のバーナーで十分な温度まで炉内を昇温してからごみを投入し、停止する際も、十分な温度でごみを完全燃焼してから、炉内の温度を降温していくので、ごみが生焼け状態になることはありません。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類測定については、ダイオキシン類対策特別措置法でその採取方法、採取時間等が定められており、その中で「通常の操業状態において（燃焼状態が安定した時点から 1 時間以上経過した後）、原則として 4 時間以上採</p>

		<p>取する」こととされています。</p> <p>また、燃焼条件、状況が同じ状態であれば、そこから生じるダイオキシン類の濃度がほぼ一定であるとするのは科学上の経験則ということができ、適切な燃焼管理によるほぼ均一化の燃焼条件のもとで測定される結果については 4 時間の測定であっても焼却炉における数値を代表しているものと考えています。</p>
8	水銀が大量に入ってくるのはどこからなのか。	<p>市販されている水銀含有製品として、水銀式血圧計、水銀式体温計、蛍光灯、水銀試薬等があります。こうした水銀含有製品が大量に搬入された時に、排ガスの水銀濃度が異常値を示す原因と考えられます。なお、原因者の特定はできていません。</p>
9	排水は目黒川にどのくらい出しているのか。	<p>清掃工場の排水は污水处理設備で、下水排除基準以下に処理した上で、公共下水道へ放流しています。目黒川には放流していません。</p>
10	運送会社前の交差点は、渋滞していることが多い。どうかしてほしい。	<p>運送会社前の交差点の渋滞については、運送会社前で荷物の積替作業が散見されたため、工場から申し入れを行い、さらに警察署立会いの下、指導をしてもらっています。引き続き、工場としても状況を確認していきます。</p> <p>また、平成 24 年度は、警察、目黒区の協力のもと、右折専用レーンの改善を行い、渋滞の解消を図っています。</p>
11	ごみ量が少ない時は何 t で、どのように焼却炉の温度をキープしているのか。	<p>ごみ量が少ない時は、安全な運転を最優先に考え、焼却量の調整や場合によっては焼却炉の 1 炉稼働等により対応します。</p>
12	年末年始にピークで 1 日何 t のごみを焼却したのか。	<p>目黒清掃工場では、焼却能力を 600 t/日としているため、最大でも 600 t/日の焼却となります。なお、平成 25 年度の年末年始については、1 日最大 900 t のごみ搬入がありました。</p>

5 23区の清掃事業について

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	目黒清掃工場に搬入されているごみの半分は他区から来ており、世田谷区、渋谷区の容器包装プラスチックは分別せずに目黒清掃工場に燃やしている。資源回収について、義務化するよう他区に働きかけをしてほしい。	<p>23区は、相互に協調・連携し、全体の責任として23区から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保するとしており、この中間処理については23区が共同で設立した当組合が担っています。</p> <p>廃プラ分別等の取組については、各区の所掌となっています。</p>
2	他区の分別されていないごみは受け入れないで、分別回収している区のみにしてほしい。目黒清掃工場を利用している全ての区は、共通のリサイクル、分別システムにする必要を感じる。	<p>平成16年10月の特別区長会において、最終処分場の延命化を図るために、最終処分量のうち大きな割合を占めている廃プラスチックへの適正な対応を行う必要から、①廃プラスチックの発生抑制の推進、②廃プラスチックのリサイクルの拡大、③廃プラスチックのサーマルリサイクルの検討等を了承しました。その後の特別区助役会においては、プラスチックの分別基準を「不燃ごみ」から「資源又は可燃ごみ」に変更しました。この際、各清掃工場によって容器包装プラスチックの取扱いが異なった場合、工場相互の搬入調整が困難となり、安定的な処理体制に支障が生じることから、いずれの清掃工場でも搬入が可能となるよう設備改修と操業管理を見直しています。また、ペットボトルは23区で資源収集体制を拡充することとしましたが、その他の容器包装プラスチックは各区がそれぞれの創意工夫により再生利用を推進することとし、各区がこの了承事項により取り組んでいるものと理解しています。廃プラスチックへのリサイクルが未実施区の主な理由としては、容器包装リサイクル法による、各自治体への経費負担が膨大になることがあげられます。</p>
3	目黒区では容リプラを資源として回収しているが、世田谷、渋谷区のごみは分別せず目黒清掃工場に燃やしている。この説明会に、世田谷区と渋谷区の課長が来るべき。	<p>なお、容器包装リサイクル法における自治体と事業者との役割分担の是正については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化と明確化</p>
4	プラスチック回収されていない他区のごみが目黒清掃工場に燃やされている。ごみ質が違うのに、なぜ受け入れなければならないのか。	
5	清掃事業の区移管時、23区同一の分別区分をなぜ統一できなかったのか。区ごとに決めないで、東京都として分別を統一した方がよい。	

6	<p>分別回収に関して、他区へ働きかけることなど、目黒区への対応に区民の根強い不満があるにもかかわらず、区として何も答えていない。</p>	<p>を図るとともに、事業者と自治体との適切な役割分担や費用負担の制度化が必要なため、これまでも特別区長会や全国市長会を通じて国に要望しています。</p> <p>なお、他区においてもリサイクルの取組内容は様々ですが、循環型社会の形成に向けて一般廃棄物基本処理計画を策定し、その目標達成に努力しているものと認識しています。(目黒区)</p>
7	<p>全く分別されていない他区のごみを受け入れているが、目黒区の日々の分別努力がないがしろにされている。無駄な努力なのか。</p>	<p>容器包装プラスチックの資源化は23区のうち約半数区にとどまっていますが、各区は循環型社会づくりに向けてそれぞれ独自の努力を重ねていると認識しています。目黒区は、「資源を大切にし、人間と環境の調和したまち」を目指し、資源の保全・環境への負荷の低減・経済性を観点に「目黒区廃棄物減量等審議会」の答申を踏まえ、平成19年4月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、区民・事業者のご理解・ご協力のもと循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。その成果として、リサイクル率は23区で上位に位置づけています。</p> <p>今後も、リサイクル推進都市宣言区として取り組んでいきます。なお、他区においてもリサイクルの取組内容は様々ですが、循環型社会の形成に向けて一般廃棄物処理基本計画を策定し、その目標達成に努力しているものと認識しています。</p> <p>(目黒区)</p>
8	<p>他区から搬入されるごみ量を少なくしてほしい。</p>	<p>平成15年7月の特別区長会で「工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、特別区の区域から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保する」ことの方針が確認されています。</p>
9	<p>世田谷区のごみは、大田清掃工場まで運搬し、燃やしてもらってはどうか。</p>	<p>この共同処理の考え方に基づいて、当組合では、23区の収集・運搬や事業系ごみの収集・運搬等を考慮して、日々、清掃工場への搬入調整を行っています。</p> <p>また、目黒清掃工場が他区から排出されたごみを多く処理していることについては、23区全体のごみの安定的な処理に当たって、大きな役割を担っていると考えています。</p>
10	<p>迷惑施設の公平負担を各</p>	<p>負担の公平については、平成20年3月の特別</p>

	<p>区間の分担金で解決していることに全く納得できない。</p>	<p>区長会において、金銭による負担の調整の考え方が確認されました。</p> <p>目黒区はこの考え方により負担の対価を受けており、平成 26 年度区別分担金の調整額では、約 2,400 万円となりました。</p> <p>なお、ごみの中間処理は、23 区全体で共同処理しているため、各区がごみ処理のための費用を、ごみ量に応じて分担金として負担しています。そのため、建設工事によって、所在区だけの分担金が増えることはありません。</p> <p style="text-align: right;">(目黒区)</p>
<p>1 1</p>	<p>行政はごみ減量に向けて、分別の教育を徹底してほしい。これは区民の責任であり、一人一人が分別を徹底すればごみはほとんど出ない。</p>	<p>目黒区では、「資源を大切にし、人間と環境が調和したまち」を目指し、資源の保全・環境への負荷の低減・経済性を観点に、「目黒区廃棄物減量等推進審議会」の答申を踏まえ、平成 19 年 4 月から「目黒区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。今後もさらなるごみ減量に向けて努力していきます。</p> <p>また、環境学習や区民・事業者との対話を通してごみと資源の正しい分け方・出し方等指導する「ふれあい指導」を充実させ、分別の徹底に取り組みたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">(目黒区)</p>
<p>1 2</p>	<p>現在はペットボトル等、使い捨てが多いので製造業者にも責任がある。業者に回収させるなどして、今燃やしているごみを少しでも減らす方法はないのか。</p>	<p>23 区では、廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施するに当たっては、その前提となる再生利用施策の拡充が必須であることから、単一素材で比較的収集が行いやすいペットボトルについては 23 区で収集体制の拡充を図り、その他のプラスチックについては容器包装リサイクル法の見直しを踏まえつつ、各区事項としてそれぞれの創意工夫により再生利用を推進することとしています。特別区長会としては、プラスチックのリサイクルに係る費用負担が大きいことから、現行の容器包装リサイクル法における各自治体と事業者との役割分担の是正や、「拡大生産者責任の原則」に基づき事業者責任の強化と明確化を図るとともに、事業者と各自治体との適切な役割分担や費用負担の制度化を国に要望しており、今後も要望を続けていきます。</p>

		(目黒区)
1 3	<p>清掃一組の社会的責任は何か。ごみを燃やすだけではなく、ごみ減量も含めて考える必要があるのではないか。</p>	<p>2 3 区のごみの中間処理（焼却・破砕）、し尿の処理等を滞りなく行うことが当組合の責務です。</p> <p>廃棄物の適正処理を確保するためには、行政、事業者の取組はもとより、区民の皆様に、廃棄物の排出抑制や分別、再生利用に取り組んでいただくことが重要です。</p> <p>そのため、2 3 区や当組合においても、環境意識の普及啓発は重要と考え、それぞれの立場で環境学習等に取り組んでいます。</p> <p>当組合では、「区民に開かれた清掃工場」を目指し、工場見学や環境フェア、学生・生徒の職場体験等を通じてごみの分別や3 Rの普及啓発に努めています。</p> <p>さらに、事業運営に関して区民の皆様に説明するとともに相互のコミュニケーションの促進を図るため、区民との意見交換会を年3回程度開催しています。</p>
1 4	<p>収集・処理・処分と分けている、この仕組みを考え直すべき。</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の収集、運搬、処理、処分は市町村の事務とされています。平成11年度までは、東京都がごみの収集・運搬、中間処理、最終処分までを行っていましたが、平成12年の都区制度改革の中で2 3区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、他の市町村と同様に、住民に最も身近な行政サービスである清掃事業は、東京都から2 3区に移管されました。</p> <p>移管に際し、東京都と2 3区は、2 3区全体のごみの安定的な処理体制を築くため収集・運搬は各区が、中間処理は2 3区の共同処理、最終処分は東京都が行うことが合意されています。</p>
1 5	<p>目黒独自の工場であるし、三田の当該地の人たちも目黒区民なのだから、目黒区も、全く関係ないという風にやってほしくない。</p>	<p>東京二十三区清掃一部事務組合に対して、計画策定調査を開始するに当たり、清掃工場における安全かつ安定的な操業及び地域の良好な生活環境を確保するために必要な事項についての要望を行っています。要望に対する対応については、東京二十三区清掃一部事務組合に適宜、報告を求めています。</p> <p style="text-align: right;">(目黒区)</p>

16	今後、目黒区で家庭ごみの有料化もあるのか。世田谷区のアンケートでも過半数が賛成票で、やむを得ないとしている。	家庭ごみ有料化は、ごみの排出抑制や資源の再生利用に加え、排出量に応じた負担を求めることで、公平化が図れるといったメリットがあります。目黒区として有料化導入については、区民の間でも賛否両論があることから、ごみ減量、行政コストの削減のための施策や改善を取り組みながら、区民への情報提供や説明責任を果たし、その理解のうえで実施するものと考えています。 (目黒区)
17	今、消費税も上がり、公共料金も値上がりしてきているが、収入は減っている。この状況で、ごみを一生懸命分別している区民に対してごみの有料化というのは考え直してほしい。	
18	杉並清掃工場も規模を減らしている。目黒区は、渋谷区、世田谷区の面倒を見ている。目黒区長との話し合いを近々に持ってほしい。	杉並清掃工場の300t×3炉については、1炉は予備炉のため処理能力としては、300t×2炉となっていたものです。建替えに当たっては、ごみの中間処理を共同処理としていることから、予備炉を設置しないこととし、300t×2炉としたものです。 また、ごみの中間処理に当たっては、「23区は工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として特別区から排出される一般廃棄物の安定的な中間処理体制を確保する」ということを、23区の基本方針としています。このことにより目黒清掃工場でも他区からのごみの受入を行っています。 (目黒区)
19	23区の全ての清掃工場の焼却能力、ごみ量の今後の推移を正しく示した資料を配布してほしい。	清掃工場の焼却能力やごみ量推計については当組合が定める一般廃棄物処理基本計画に掲載しています。一般廃棄物処理基本計画は当組合ホームページでも閲覧することができます。
20	次回の説明会では、目黒清掃工場でごみ処理をしている他区のごみリサイクル、分別について資料を出してほしい。	目黒清掃工場に可燃ごみを搬入している主な区は、世田谷区、品川区、杉並区です。各区のごみの分別、リサイクルの取組については各区のホームページ等で確認できます。

6 その他

No.	ご意見・ご要望の要旨	当組合の見解
1	前回の説明会を含め、開催回数が少ない。説明会自体も近隣でしかされておらず、東部、南部、自由が丘の方はほとんどが知らされていない。	目黒清掃工場の計画素案説明会ですので、目黒清掃工場周辺や目黒区役所で開催しました。 なお、説明会の開催に当たっては、工場近隣へのチラシの配布、当組合や目黒区のホームページ、町会回覧、目黒区内全域公営掲示板及び目黒区報、目黒区メールマガジン等でも周知させていただいています。
2	渋谷区でも説明会を実施してほしい。	
3	23区の共同処理ということで、23区との役割分担の中で、地域住民とのコミュニケーションがなかなか図られていないのも事実であり、そういった意味でも、限られた時間と回数ではあるが、区民との意見交換会は画期的で有り難い場であると感謝している。	清掃工場運営については、運営協議会や当組合のホームページに操業状況や環境測定結果等を報告するとともに、随時、工場見学を受け入れるなど、地域の皆様とのコミュニケーションに努めています。また、建替事業については、事業実施の前に事前説明会を開催し、ご意見を頂きました。また、郵便、FAXでもご意見を頂きました。計画素案についても4回の住民説明会を開催し、皆様との意見交換をさせていただきました。頂いたご意見・ご要望を踏まえ、建替計画を策定したいと考えております。今後も、より一層皆様のご意見を伺える機会を設けるよう努力します。
4	建替計画の進行と共に説明会をし、区民の声を丁寧に聞くことを要請する。地元住民との信頼の上にできた工場であることを踏まえ、住民の信頼を得るためにも前向きな説明会をもっとやるべきである。	整備事業を進めるに当たり、計画策定調査やアセス手続き等の事業に着手する1年前から、平成26年2月までに延べ15回の臨時運営協議会を開催し、協議を重ねてきました。また、平成25年2月に2回、平成26年2月に4回住民説明会を実施し、区民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、説明会終了後も一定期間ご意見・ご要望の募集を行い、区民意見の聴取に努めてきました。 今回の説明会で頂いたご意見につきましては、今後の建替計画の策定や整備に可能な限り反映したいと考えています。 今後は、環境影響評価手続きの中で事業に伴う環境影響やその対策等についてご意見・ご要望を伺います。また、工事着手時に、工事説明会を開催し、ご意見・ご要望を伺う機会を設けます。
5	悪天候の場合は、説明会を中止にするべきではないか。説明会を実施する前にその	悪天候の中、説明会を開催することになり、皆様にはご不便をおかけしました。 説明会の開催に当たっては、皆様に参加できる

	ような案内がほしかった。	(次頁へ続く)
6	大雪で、高齢者や歩行に難のある人は出席できなかったに違いない。その人たちのためにも、もう一回説明会を増やすべき。	よう、平日の夜間と土曜日に計 4 回計画しました。 説明会の開催に当たっては、近隣へのチラシの配布、当組合や目黒区のホームページ、町会回覧、目黒区内全域公営掲示板及び目黒区報等で事前に周知させていただいていることから、直前の日程変更は難しいと考えています。 なお、説明会後は、説明会で使用した画面集(説明文入り)を当組合ホームページに公開するとともに、目黒区の施設にも常備させていただいています。さらに、ご意見・ご要望をお寄せいただけるよう、意見提出が可能な体制をとっています。
7	いつも同じ説明であり、理解を求める努力が足りない。別のデータや言葉で回答してもらえないと、納得できない。	平成 12 年の都区制度改革の中で 2 3 区は基礎的な地方公共団体に位置づけられ、清掃事業は東京都から 2 3 区に移管されました。 移管に際し、2 3 区全体のごみの安定的な処理体制を築くため、中間処理については 2 3 区での共同処理とされました。これに基づき、当組合が設立されました。
8	清掃一組の対応を残念に思ったのは、計画素案の説明や意見に対する回答が、2 3 区の共同処理、一般廃棄物処理基本計画で決められたこと、を前面に出して、説明もそれに徹していたこと。	したがって、当組合の事業の実施については、各区の確認・了承事項に基づくものです。 区民の皆様のご意見・ご要望については真摯に受け止め可能な限り事業に反映したいと考えています。また、今後も丁寧な説明に努めていきます。
9	説明会での清掃一組の回答は、用意された回答の中から合いそうなものを引っ張ってきたり、ときに的外れの回答だった。最後には「2 3 区長の信託のもとに・・・」「目黒区長様」ということばを連発したが、これが民主主義なのか。最初から住民の意見を聞く耳を持っていないのではないか。	
10	建替計画について、理解してほしいという誠意が伝わらない。清掃工場は迷惑施設である。	清掃工場は、区民生活を衛生的な環境に保つために必要な施設ですが、工場の操業や清掃車両の搬入出等に不安を持たれることは理解しています。周辺の皆様には、運営に対して日頃からご理

1 1	<p>まず真っ先に、これまでの清掃工場の運営への地元住民の協力への感謝、清掃工場の建替計画にしても、地元住民の理解が必要なことを前面に出してお願いをする姿勢が必要なのではないか。</p>	<p>解・ご協力いただき感謝しています。</p> <p>建替事業を進めるに当たって、まず周辺地域住民の皆様のご理解・ご協力が不可欠であることは十分に承知しています。こうした点を踏まえ、目黒清掃工場の整備事業を進めるに当たり、計画策定調査やアセス手続き等の事業に着手する 1 年前から、平成 26 年 2 月までに延べ 15 回の臨時運営協議会を開催し、協議を重ねてきました。また、平成 25 年 2 月に 2 回、平成 26 年 2 月に 4 回住民説明会を実施し、区民の皆様への丁寧な説明に努めるとともに、説明会終了後も一定期間ご意見・ご要望の募集を行い、区民意見の聴取に努めてきました。今後もさらに丁寧な説明に努めていきます。</p>
1 2	<p>この説明会の位置づけがわからない。今回出た意見をどうするのか。</p>	<p>一般廃棄物処理基本計画に基づいて、目黒清掃工場整備事業の計画策定調査を行ってまいりましたが、このたび取りまとめを行いましたので、計画</p>
1 3	<p>事前説明会の時もホームページで回答を公表していたが、答えにくい意見に対しての回答がなかった。今回もそうなるのか。</p>	<p>素案として区民の皆様にご説明し、ご意見・ご要望を頂くために説明会を開催しました。今回の説明会で頂いたご意見につきましては、今後の建替計画の策定や整備に可能な限り反映したいと考えています。</p> <p>なお、見やすさ等の観点から、同じようなご意見・ご要望が複数ある場合は、1 つにまとめていますが、当組合としては、昨年の事前説明会も、今回の説明会も頂いたご意見・ご要望について真摯に見解をお示ししているところです。ご意見にあるような懸念を踏まえ見解を示します。</p>
1 4	<p>説明会の日程をこの日に決めた理由は何か。</p>	<p>区民の皆様への説明会日程の周知期間、説明会会場の確保等を踏まえこのような日程としました。</p>
1 5	<p>上下水道は東京都が行っているが、清掃事業からは逃げたのか。衛生的な事業なので役所がやるべきであり、組合ができるわけがない。</p>	<p>平成 12 年に 2 3 区が基礎的な地方公共団体に位置付けられたことに伴い、清掃事業が東京都から区に移管されました。移管に伴い、ごみの中間処理は 2 3 区共同で処理することになり、この中間処理を特別地方公共団体である当組合が行うことになりました。</p> <p>なお、当組合のように複数の自治体で一部事務組合を形成してごみの中間処理を行っている他自治体も多く存在しています。</p>

16	<p>大規模な事業にも関わらず、予算等、いくら掛かるといった説明が無いのはおかしい。国から補助金が出たり、起債していると聞いたが、国の補助金も税金である。</p>	<p>解体と建設を一括して施行中の練馬清掃工場は約196億円、杉並清掃工場は約265億円の工事額となっています。</p> <p>目黒清掃工場の建替事業に係る費用については、現時点では明らかになっていないことから説明できませんでした。今後、詳細に検討し予算等に反映し、公表する予定です。</p>
17	<p>ごみは燃やさないと処理できないのか。</p>	<p>他都市では、メタン発酵によるバイオガス化等の技術を用いたごみ処理施設の導入例があります。</p> <p>当組合においては、今後展開する可能性のある技術について調査を行っているところですが、今のところ焼却処理が最も安定的であると考えています。</p>
18	<p>目黒区民は環境のためにごみ減量の努力をしているのに対し、清掃一組は、どうやって売電して儲けるかを考えているのではないのか。</p>	<p>ごみ発電は、ごみ焼却により発生した熱を有効活用する手段であり、原子力発電所が停止した現在ではバイオマス発電（廃棄物発電）は再生可能エネルギーとして大きな役割を担っているものと考えています。</p>
19	<p>高齢者に、ごみ分別や減量のボランティアとして働いてもらう。</p>	<p>目黒区としては、区民・事業者との対話を通してごみと資源の正しい分け方・出し方等を指導する「ふれあい指導」を充実させ、分別の徹底及びごみ集積所の美化推進に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">（目黒区）</p>
20	<p>清掃工場がなくなった場合の利用方法はあるのか。</p>	<p>目黒清掃工場の用地は、都市計画法に基づきごみ焼却場として都市計画決定がされています。</p> <p>また、一般廃棄物処理基本計画において引続き清掃工場として整備することとしています。したがって、清掃工場以外の利用方法はありません。</p>
21	<p>石原さんが東京都知事だった当時、清掃移管は失敗だったと発言していたが、特別区長会や清掃一組ではどのような議論がされたのか。</p>	<p>平成22年11月に特別区清掃主管部長会が、「清掃事業移管後10年間の総括」をまとめました。この中で、清掃事業移管については「特別区が収集・運搬事業について、移管前と変わらない安定的で円滑な事業運営を継続することができた。そのうえで、各区及び清掃一組が、区民サービスの向上及び効率的・効果的運営を目指し、それぞれの特性を活かした、きめ細かな独自施策を実施している。これは、区民に一番身近な自治体である</p>

		<p>区が区民との協働を通じて取り組んできた成果」と総括しています。</p> <p>当組合では、今後も23区と連携を取りながら、ごみの中間処理を安定かつ確実にを行うとともに、効率的な運営を目指して取り組んでいきます。</p>
--	--	--